

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その24）

令和2年5月20日
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（19日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

感染者数28,794名（累計）、退院者数10,365名（累計）、
死亡事例22名（累計）。

また、当地における感染者の急増要因となっているドミトリーやロッジと呼ばれる専用居住施設（寄宿舍）に滞在する、建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数を次の通り併せ公表しています。

新規症例451件中、450件は寄宿舍に居住するワークパーミット所持外国人労働者。寄宿舍外感染者数は0件。一般国内感染症例は1件。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/530-more-cases-discharged-451-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed>

2. 19日、保健省は6月1日にサーキットブレーカーを終了する旨及び、安全に活動を再開するための段階的アプローチを開始する旨公表しています。詳細は、保健省HPを確認下さい。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/end-of-circuit-breaker-phased-approach-to-resuming-activities-safely>

（1）関係省庁タスクフォースは新型コロナウイルスの現状を評価し、2020年6月1日にサーキットブレーカーを終了することを決定しました。

1日あたりのコミュニティにおける新規感染者数は大幅に減少しました。寄宿舍の状況は安定してきており、寄宿舍内の大型クラスターがコミュニティに広く波及するのを防ぐことができました。そのため、3フェーズに分けて安全に活動を再開するためのコントロールされたアプローチを開始します。

(2) 現在と比較してより多くの活動と交流があれば、新たなコミュニティでの感染事例が増加することが予想されます。こうした事例を迅速に発見し、封じ込め、大規模なクラスターの発生を防ぐ能力が死活的に重要になります。さらに重要なことは、私たちの再開計画では新型コロナウイルス発生以前の生活に戻るものではないということです。安全管理措置や技術を広く普及させ、安全に日常活動を行えるようにして新しい日常に慣れる必要があります。

【フェーズ1「安全な再開」】

(3) フェーズ1は2020年6月2日から実施されます。コミュニティ内感染の再発のリスクは依然として高いため、サーキットブレーカーを段階的に解除していく中で慎重に対応しなければなりません。そのため、最初は感染リスクの低い経済活動を再開します。しかし、より高いリスクのある社会活動、経済活動、娯楽活動は閉鎖を維持します。外出するのは必要不可欠な活動のためだけとすべきであり、その際にはマスクを着用しなければなりません。高齢者は特に（新型コロナウイルスに対し）脆弱であるため、可能な限り自宅にいる生活を続けるべきです。

(4) 職場や学校に戻る人が増える中、私たちはコミュニティ内感染のリスクを最小限に抑えるために、これらの活動を安全に行うようにしなければなりません。

【a 安全な仕事】

既に操業している基本的な事業に加えて、感染リスクの低い環境で操業している事業から徐々に、より多くのシンガポール人が仕事に復帰できるようにしていきます。大半の製造業は、製造業向けガイドラインに従って、生産を完全に再開することができます。また、大半の職場では、在宅勤務を最大限に活用し、仕事を再開することができます。これまで在宅勤務をしていた人は引き続き在宅勤務を続けるべきであり、従業員は自宅からは出来ない特殊なシステム／機器へのアクセスや、法的義務の履行（契約や取引の完了など）ためなど、明確な必要がある場合に限り職場に出勤するようにしなければなりません。事業者は職場の安全管理措置を講じ、従業員はこれを厳守する必要があります。その確認が行われます。事業者が安全な職場を提供しない場合や、従業員が安全管理措置を順守しない場合は、職場を閉鎖せざるを得なくなります。フェーズ1では、ほ

とんどの小売店やその他の個人サービスは再開させません。飲食店での飲食は引き続き禁止されます。自動車整備，エアコン整備，基本的なペットサービス，教科書販売店，学校の制服の販売店など，一部サービスのみが再開を許可されます。美容院や理容室も，基本的な散髪サービス以外のすべての美容・理容サービスの提供を再開することが許可されます。また，宅配・回収モデルで営業している在宅ビジネスも再開が認められます。

2020年6月2日から営業を再開できる事業者のリストは別添Aを参照して下さい。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a05667c7d43454b05b072239ceb582db1.pdf>

関係する事業者の数が多ことを考慮して，事業再開前に適用除外申請 (apply for exemption) をする必要はなく，貿易産業省 (MTI) は，これらの事業者を事業再開のための全体的な適用除外とします (grant class exemption)。事業者は事業再開日から2週間以内に，GoBusiness ポータルを通じて従業員の詳細を提出しなければなりません。

<https://covid.gobusiness.gov.sg>

事業活動の段階的な再開に関する MTI の勧告は別添Bを参照して下さい。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-b720556c0e56b4cdfaf670b03c548045d.pdf>

【b 安全な家庭とコミュニティ】

引き続き，世帯外の他人との接触を制限すべきです。しかし，家族がお互いに時間を過ごし支え合うことができるように他の場所に滞在している両親や祖父母を訪問することが許可されます。(同居していない家族を) 受け入れる世帯は，そのような訪問は1日1回に限定し，同一世帯から訪問する訪問者は2人までとします。この方針の一部として，両親や祖父母の家に子どもを預けることも，同一世帯からの訪問者は1日2人までとすることを条件に認められます。これは，既存の必要不可欠な業種の労働者のための非公式な保育に関する規定に追加する者です。訪問中は，両世帯のすべてのメンバーが衛生管理を徹底しなければなりません。また，出席者を10人以内とすることで結婚式を行うことを

認めます。礼拝所は、個人的な礼拝のために再開することが可能となり、同じ世帯のメンバーが一度に5人まで一緒に祈ることができます。家族が通夜や葬儀のために10人以内であれば集まることが可能となります。その他の不要不急の活動や社交行事は、通常、異なる世帯から人々が集まるため、家族の安全を守るための努力を損なうものであり、これまで通り禁止となります。また、スポーツ施設やレクリエーション施設も引き続き閉鎖となります。

【c 安全な学校】

ブレスクールは、2020年6月2日から段階的にレベル別に再開され、2020年6月10日までに完全再開されます。小・中学校の卒業年次の生徒は毎日登校し、その他の学年の生徒は週ごとに、自宅学習（HBL）と学校での授業を交互に受けることとなります。大学準備教育課程とミレニア・インスティテュートでは、半数の学生が同時に学校に戻ることとなります。高等教育機関（IHLs）の学生は、学期中であれば、講義はオンラインとしつつ、実習や実験のためにキャンパスに戻ることができます。すべてのスタッフと学生は、学校やキャンパス内ではマスクやフェイスシールドの着用が義務付けられます。詳細については、教育省（MOE）および各教育機関から通知されます。課外活動、余暇（enrichment）活動、授業は、クラスや学校間の交流を促進するため再開されません。学生ケアセンターは、2020年6月2日に学校の再開とともに全面的に再開されます。

【d 安全なケア】

専門外来、医療処置、医療関連サービス、地域医療サービス、慢性疾患の治療などの医療サービスは、適切なセーフディスタンシングと予防措置をとりつつ、必要性和病院・クリニックのキャパシティに応じて、医療提供者が優先順位をつけて再開します。例えば、進行性白内障の手術、重度の障害を持つ患者のための関節手術、高リスク・グループのためのスコープ検査を含むがん検診とサーベイランスサービス、エアロゾルの発生を最小限に抑える措置をとった継続的な歯科処置、糖尿病患者の足の検診などが挙げられます。インフルエンザの予防接種などの予防保健サービスも再開されます。補完的な医療サービスにおける1対1の診察は予約制で再開され、中医学（TCM）の鍼治療はすべての疾患に対して許可されます。高齢者を保護するため、高齢者向けサービスや高齢者が中心となっている活動の範囲を制限する現行の措置は継続されます。しかし、高齢者活動センター（Senior Activity Centre）は、社会的支援をほとんど受け

られない、あるいは受けられない高齢者のメンタルヘルスに対処するために、安全かつ管理された方法で、段階的にいくつかの活動を再開します。障害者のための地域密着型のセンターサービスも段階的に再開し、現場でのセーフディスタンスを守りつつ、必要としている人たちにサービスを提供します。必要に応じて小グループでの活動を行い、持病のある人は自宅で支援を受けることを推奨します。スタッフは、マスクの着用、衛生管理の徹底、運動器具や共有スペースの定期的な清掃など、必要な予防措置を継続的に実施します。詳細は各機関やセンターから通知されます。

【フェーズ2，フェーズ3】

(5) 関係省庁タスクフォースは、フェーズ1での活動の増加に伴い増加すると予想される毎日の感染率を監視します。その後数週間にわたってコミュニティ内感染率が低レベルで安定し、寄宿舎の(感染)状況がコントロールされていれば、フェーズ2(「安全な移行」)に移り、徐々に活動を再開していきます。

(6) フェーズ2では、少人数での社会活動が可能になります。飲食店や小売店、スポーツジムやフィットネススタジオ、学習センター、余暇センターといった、より多くの企業やビジネスが、事業者や従業員が安全管理措置を実施・実践し、顧客のために安全な環境を維持する能力があることを条件に、段階的に再開を許可されることとなります。ただし、事業者は、在宅勤務が可能な従業員は、引き続き在宅勤務を継続させるようにしなければなりません。状況にもよりますが、すべての学生が完全に学校に戻ることを期待しており、IHLでは対面学習のため、同時にキャンパスに来る学生の数を増加させます。また、スポーツ・レクリエーションや屋外施設も、施設職員と利用者の双方の安全管理が徹底されていることを条件に再開します。

(7) 新型コロナウイルスの状況やリスク評価に応じて、有効なワクチンや治療法が開発されるまでの間は、フェーズ3(「安全な国」)として新たな平常の状態になるまで、措置の緩和は段階的に行っていきます。フェーズ3では、社会的、文化的、宗教的、ビジネスでの集まりやイベントは再開されますが、大規模クラスターの発生を防ぐため、人数を制限する必要があります。高齢者は、セーフディスタンスを実践し、ピーク時の移動や混雑した場所、大人数の集まりを避けながら、日々の活動を再開することができるようになります。長時間の密着した接触を伴うサービスや活動(例:スパやマッサージ)、または閉鎖された空間での極めて混雑した群集管理のリスクを伴うサービスや活動(例:映

画館、劇場、バー、パブ、ナイトクラブ)も、厳格な安全管理措置を効果的に実施できることを条件に再開が許可されます。3フェーズそれぞれで期待されることの概要については別添Cを参照して下さい。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c43ac18ad1e064ae18b7f1bdfb16b0bf1.pdf>

【安全な活動再開】

(8) 職場や学校に戻る人が増えれば、公共交通機関を利用する人も増えます。企業はピーク時の移動を最小限に抑えるために勤務時間をずらすことが求められます。こうした努力をしても、通勤する人が物理的な距離を維持することは、特にピーク時には難しく、そのため公共交通機関については、他の安全管理方法に注力します。通勤する人はマスクを着用し、話しかけたり、携帯電話を使用したりすることを控え、各個人が衛生状態を良好に保つことが求められます。輸送事業者はバスや電車の清掃を強化し、露出した部分に抗菌コーティングを行います。

(9) 海外での必要不可欠な活動を行う国民のため、出入国制限を段階的に緩和し、外国人の安全な渡航(シンガポールへの入国やトランジット)を許可していきます。我々は必要な予防措置と安全対策を注意深く実施します。世界情勢は依然として不安定であり、このような動きは、上記の3つの再開のフェーズとは別に評価し実施していくこととなります。例えば、シンガポールは現在、シンガポールと同等かそれ以下のコミュニティ内感染リスクがあると評価された数カ国との間で安全策を講じた限られた人数が安全に必要な旅行を行うことができるグリーンレーンの取り決めの可能性を検討しています。我々は、世界的な状況が改善されれば、このような取り決めを徐々に拡大していくことを検討していきます。

(10) 次のフェーズに移行ないし、各フェーズにおいて更に措置を緩和するための重要な前提条件は、発生するであろう感染を制御し封じ込める能力を向上することです。このため、我々は以下の分野での能力構築を継続します。

感染者を早期に診断し、リスクのあるすべての個人を隔離し、より脆弱なグループを守るため検査能力を拡大します。コミュニティでの発見されない感染の定点監視を拡大します。2020年5月17日時点で、シンガポールでは2

90,000件以上の検査, 10万人あたり, 約5,100件の検査を実施。これには residential care facilities 施設の居住者, スタッフの22,000人と寄宿舎にいる外国人労働者約82,000人の検査を含みます。加えて, プレスクールの検査を推奨しており, これまで8,500人のプレスクール, 幼児教育スタッフの検査を実施しました。

感染者の濃厚接触者を特定し隔離するための濃厚接触者追跡を迅速化します。感染者を検知した際に, 我々は迅速に濃厚接触者を特定し, 隔離の必要性を通知します。これにより感染者を封じ込めてクラスターが形成される確率を減らすことができます。

我々は常に感染者の急上昇に備えるため十分な医療キャパシティを確保する必要があります。保健省は新型コロナウイルスに感染したと診断された時から退院するまでシンガポール人・外国人労働者を含む居住者が必要な治療を受けることができるようにします。

【シンガポールから新型コロナウイルスのリスクをなくすための協力】

(11) 多くの人々が職場に戻り, 社会的活動に参加するにつれてウィルスが拡散する機会が増えるため, コミュニティ感染のリスクは高まります。すべてのシンガポール人とシンガポール居住者がシンガポールを新型コロナウイルス感染リスクのない国とするため役割を果たす必要があります。

(12) 個人の習慣を変え, 新たな社会規範を植え付けることを通じて清潔さや衛生のレベルを維持向上することにより社会的責任を我々一人一人が養っていく必要があります。これは, 引き続き重要な新型コロナウイルス対策です。引き続き義務である外出時のマスク着用に加えて, 我々は衛生習慣を維持し, 手を石けんで頻繁に洗う必要があります。食事をする際には, 食べものや食器を共有すべきではありません。ホーカーセンター, コーヒーショップやフードコートでは, 食事後にはトレイと使用した食器を片付け, 他の利用者のためにテーブルを清潔にする必要があります。

病気になったときには, 自宅にとどまり職場や社会的活動に参加しないようにして下さい。

(13) 自分自身や他者を守るため, セーフディスタンシングを実施し, 混雑した場所を避け, 外出先での時間を最小化すべきです。可能な限り, 家族はデジタル

や非物理的な方法で連絡を取り合い、不必要な社交の集まりを避けるべきです。家族は、引き続き高齢者や脆弱なグループに留意する必要があります。例えば、高齢者に食料や他の必要不可欠な物資を届けることで外出する必要がなくなります。

(14) 濃厚接触者追跡やクラスターの発見のため、「TraceTogether」をダウンロードし利用し「SafeEntry」でチェックイン・チェックアウトを行う必要があります。

(15) 多くが新型コロナウイルスにより感情的、心理的な落ち込みを経験しているかもしれません。経験していることについて誰かに話をする必要がある場合には、ためらわず、ナショナルケアホットライン（1800-202-6868）に電話して下さい。

【事業者及び企業】

(16) 事業者は従業員を守るための安全管理のシステムを導入し今後のさらなる混乱に対するビジネスの回復力を高める必要があります。これらの措置には、在宅勤務、時差出勤、シフト或いは分割チーム制、セーフディスタンシング、よく触れる場所や機器の定期的な消毒、消毒剤の提供、(ビジネス及びプライベート両方の) 物理的な会合を避けることの実施が含まれます。事業者は従業員の健康を観察する必要があるとともに、感染者が確認された場合の退避及びフォローアップ計画を策定する必要があります。対策を実施する仕組みを導入するため企業は安全管理官を任命しなければならない(すべての安全管理措置とチェックリストは人材開発省(MOM)のサイト参照して下さい)。

www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures。

該当する場合、企業はそれぞれの省庁から公表された特定の要件に従う必要があります。

<https://covid.gobusiness.gov.sg/safemanagement/general>

事業者は身近で長時間の接触を伴う活動を避けることで従業員の安全を維持し、また、食事や休み時間中に職場や共有スペースにおいて従業員同士が集団で交流したり、集まらないようにしなければなりません。従業員は職場外での交流

を避けるなどして職場や職場外で安全管理措置を遵守することにより自分の役割を果たさなければなりません。企業は安全管理措置の実施を支援する技術を活用することが奨励されます。企業は引き続き、責任を持って行動し、多くの従業員や顧客が集まるイベントを計画又は開催すべきではありません。

【生徒】

(17) 生徒は各機関によって定められた要件に基づき、再開を許可された学校や他の教育機関のみに復帰できます。学校では、生徒は各自のクラスに留まり休憩の時間も含め、他のクラスの生徒との交流を避けるべきです。生徒は授業や課外活動終了後は家に直接帰宅し、自宅外をうろうろしたり、友達と交流すべきではありません。

【高齢者】

(18) 高齢者は家に滞在し、デジタルや物理的に接触しない方法で家族や友達と連絡をとりながら活動を継続すべきです。高齢者の自宅を訪問する家族はできる限り衛生習慣とセーフディスタンスを実施すべきです。体調が優れないときには高齢者との物理的接触を避けることがとても重要です。支援が必要な高齢者及び介護者は統合医療機関の番号(1800-650-6060)に電話して下さい。

(19) 日常業務のためデジタル技術の使い方を習得する手助けが必要な高齢者は “Stay Healthy, Go Digital” キャンペーンの一環として IMDA (情報通信メディア開発庁) が新たに立ち上げた ” Digital Pods” と ” Virtual Digital Clinic” を活用することができます。高齢者のためのエンターテイメント及び学習コンテンツのオンラインサイトは 高齢者の関心と繋がりを維持を助けるべく整理・公開されています。チャンネル 8 の新しい娯楽情報番組 “Learn Together with Me” では家族とのビデオ電話や遠隔診療のようなデジタルサービスに関する助言を共有します。同様のトピックについてのマレー語、タミル語での Podcast が ” MeListen “にて 5月25日～29日の間に配信されます。詳細は以下のサイトを参照して下さい。

<https://imsilver.imda.gov.sg/>

【SG United, より強く, より安全なシンガポール】

(20) 新しい新型コロナウイルスのリスクのない環境への道のりは長いかもしれませんが、しかし、全員が自分の役割を果たし、団結すれば、この困難を乗り越えることが出来、この経験を通じてさらに強くなることができるでしょう。

#SG United

3. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313/index.html>

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313_04/

(全日空HP)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200324NorthAsiaFlightCanxTable.pdf>

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=jmjgoygg

4. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0330.html>

5. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

6. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保健

省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ） <https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）